

平成 3 0 年 3 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 1 号

平成30年度射水市一般会計予算

議案第 2 号

平成30年度射水市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3 号

平成30年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 4 号

平成30年度射水市介護保険事業特別会計予算

議案第 5 号

平成30年度射水市水道事業会計予算

議案第 6 号

平成30年度射水市下水道事業会計予算

議案第 7 号

平成30年度射水市病院事業会計予算

議案第 8 号

平成29年度射水市一般会計補正予算（第9号）

議案第 9 号

平成29年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第10号

平成29年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議案第11号

平成29年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第12号

平成29年度射水市下水道事業会計補正予算（第3号）

以上12議案については、別途説明につき説明省略

議案第13号

射水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

(説明)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、居宅介護支援事業を行う事業所を指定する権限が都道府県から市町村に移譲されたため、本市における居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を新たに制定するもの。

1 規定内容

第1章 総則

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 基本方針

第4条 申請者の要件

第2章 人員に関する基準

第5条 従業者の員数

第6条 管理者

第3章 運営に関する基準

第7条 内容及び手続の説明及び同意

第8条 提供拒否の禁止

第9条 サービス提供困難時の対応

第10条 受給資格等の確認

第11条 要介護認定の申請に係る援助

第12条 身分を証する書類の携行

第13条 利用料等の受領

第14条 保険給付の請求のための証明書の交付

第15条 指定居宅介護支援の基本取扱方針

第16条 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

第17条 法定代理受領サービスに係る報告

第18条 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

第19条 利用者に関する市町村への通知

第20条 管理者の責務

第21条 運営規程

第22条 勤務体制の確保

第23条 設備及び備品等

第24条 従業者の健康管理

第25条 掲示

第26条 秘密保持

第27条 広告

- 第 28 条 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等
- 第 29 条 苦情処理
- 第 30 条 事故発生時の対応
- 第 31 条 会計の区分
- 第 32 条 記録の整備
- 第 33 条 暴力団員等の排除
- 第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準
- 第 34 条 準用

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(参考)

「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案して、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス等の提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいう。

議案第 14 号

射水市職員定数条例の一部改正について

(説明)

職員定数と実員数との乖離を考慮し、職員数の上限を定める本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

区分	現行	改正案
(1) 市長の事務部局の職員		
ア 一般職員	694 人	543 人
(2) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	147 人	55 人
(3) 水道事業の事務部局の職員	43 人	32 人

※ 職員定数の合計は、1, 234 人から 980 人となる。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

議案第 15 号

射水市個人情報保護条例及び射水市情報公開条例の一部改正について

(説 明)

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 個人情報の定義について明確化するもの（第 1 条及び第 2 条関係）。
- (2) 要配慮個人情報の定義について明記するとともに、取得制限に係る規定を設けるもの（第 1 条関係）。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 16 号

射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

(説 明)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）の公布に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 142 条第 1 項第 6 号及び同条第 11 項の規定により、市議会の議員の選挙においても、ビラを頒布することができることとなり、また、このビラについて条例で定めることにより、公費で作成することができるものとされた。

この法律の趣旨を勘案し、本市における議員選挙の候補者が作成するビラについて、公費負担とする改正を行うもの。

選挙運動用ビラの作成の公営

候補者 1 人につき市選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 4 千枚

2 施行期日

平成 31 年 3 月 1 日

議案第17号

射水市コミュニティセンター条例の一部改正について

(説明)

射水市堀岡コミュニティセンターが平成30年3月に竣工することに伴い、位置が変更となるため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

別表1の堀岡コミュニティセンターの位置を改めるもの。

(改正前) 射水市堀岡278番地

(改正後) 射水市射水町一丁目17番地1

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第18号

クリーンピア射水温浴施設条例の一部改正について

(説明)

クリーンピア射水温浴施設の使用時間を拡充することにより、利用者の利用機会及び利便性の向上を図るため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

温浴施設の使用時間について、次のとおり拡充するもの。

(現行) 第1部 午後2時から午後5時まで

第2部 午後6時から午後9時まで

(改正案) 午後2時から午後9時まで

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第19号

射水市在宅福祉介護手当支給条例の一部改正について

(説明)

現在、在宅の要介護4又は5の者と同居し、要介護者の日常生活を常時介護する者に対し、介護手当を支給しているが、「同居」の定義は、個々人によって解釈が異なる場合があることから、支給要件をより明確にするため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

「介護者」の定義を、要介護4又は5の者と同一の世帯に属し、日常生活を常時介護する者に改めるもの。

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第20号

射水市ふれあいサロン条例の一部改正について

(説明)

小杉中央ふれあいサロン及び小杉南部ふれあいサロンについては、高齢者福祉に係る取組が今後行政主体の活動から、高齢者の誰もが、住んでいる身近な地域で気軽に参加できる住民主体の活動に移行していくことに伴い、平成30年3月31日をもって廃止するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

小杉中央ふれあいサロン及び小杉南部ふれあいサロンに係る規定を削除するもの。

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第21号

射水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組として、指定介護予防支援事業者が、事業を運営するに当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定特定相談支援事業者との連携に努めなければならないとする規定を追加するもの(第3条関係)。
- (2) 公正中立なケアマネジメントを確保するため、サービス利用者が指定介護予防支援事業者に複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等の規定を追加するもの(第6条及び第32条関係)。
- (3) 医療・介護の連携を強化するため、指定介護予防支援事業者が作成するケアマネジメントの具体的取扱方針に医療機関との連携に係る規定を追加するもの(第6条及び第32条関係)。

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第 22 号

射水市介護保険条例の一部改正について

(説 明)

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 307 号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における介護保険料率を定めるもの（平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における介護保険料率と変更なし。）。
- (2) 第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料段階の判定に関する基準について、本人の責めに帰さない土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、現行の合計所得金額等から、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするもの。

また、同じ年金収入であっても 1 月 1 日時点で 64 歳の者と 65 歳以上である者で差が生じる場合があることから、合計所得金額等から年金収入に係る所得を控除した額を用いることとするもの。

- (3) 市の質問検査権について、第 2 号被保険者の配偶者や世帯主もその対象となるよう範囲を拡大するもの。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(付属資料)

第 7 期介護保険料（平成 30～32 年度）の設定について

議案第 23 号

射水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び射水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)が改正されたため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護事業において提供するサービスとして、高齢者及び障がい児者が共に利用できる共生型地域密着型サービスが新たに創設されることに伴い、当該サービスに関する人員、設備及び運営に関する基準を追加するもの。
- (2) 介護医療院が介護保険施設として新たに創設されることに伴い、指定地域密着型サービスに該当する7事業(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護)及び指定地域密着型介護予防サービスに該当する3事業(介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)に係る従業者の員数、管理者、代表者等の資格要件として求められる勤務実績等の対象として、介護医療院を追加するもの。

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第 2 4 号

射水市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正について

(説 明)

本基金の処分については、地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）で定める積立金の処分に関する規定を準用し、収支に不足が生じた場合等の財源に充てることとしているが、平成 3 0 年度からの国民健康保険制度改革（県単位化）の施行を見据え、保健事業等の個別事業への充当を可能とすることにより、基金の有効活用を図るため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本基金の処分について、次の各号のいずれかに該当する場合とするもの。

- (1) 国民健康保険事業に係る財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 保健事業の経費に係る財源に充てるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める国民健康保険事業の経費に係る財源に充てるとき。

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第 2 5 号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

(説 明)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 1 号）の施行に伴う平成 3 0 年度からの国民健康保険制度の改正により、新たに都道府県に国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するための協議会が設置されることから、本市において従前から設置している協議会を特定するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を明文化するもの。ただし、協議会の委員の定数については、従前のとおりとする。
- (2) 目次、章名等の字句の引用条項について改正を行うもの。

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第 26 号

射水市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

(説 明)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の一部改正に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療保険へ加入する制度が変更する際にも、引き続き「住所地特例」の適用を受けることができるよう規定の整備を行うもの。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

(参 考)

後期高齢者医療保険又は国民健康保険の被保険者が、施設等へ入所するために転出した場合においては、新たな住所地における各保険者の財政負担が過大となることから、引き続き前住所地の広域連合・自治体が保険者となる「住所地特例」が設けられている。

また、現在この「住所地特例」については同一制度の保険者間の異動(後期高齢者医療保険の保険者間又は国民健康保険の保険者間)に限り適用されている。

議案第 27 号

射水市児童館条例の一部改正について

(説 明)

老朽化した堀岡児童館を廃止し、これに代わるものとして、平成 30 年 3 月に竣工する射水市堀岡コミュニティセンター内の児童室を地域の児童健全育成の拠点とするため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

堀岡児童館に係る規定を削除するもの。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

議案第 28 号

射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

(説 明)

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号。以下「所得税法改正法」という。）による児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本市のひとり親家庭等医療費助成の対象者の所得制限については、児童扶養手当を支給する場合の所得制限額を準用しており、所得税法改正法による控除対象配偶者の定義の変更に伴い、児童扶養手当法に規定する「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に改められたことから、本市条例についても同様に名称変更するもの。

2 適用期日

平成 30 年 1 月 1 日

議案第 29 号

射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(説 明)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）が一部改正されたことに伴い、同法に基づく富山県地域未来投資促進計画について、平成 29 年 9 月 29 日を始期とした新たな基本計画が策定されたため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の題名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に改正されたことに伴い、本条例中の引用法律名について改正するもの。
- (2) 地域未来投資促進法の規定に基づき、課税免除の要件を改正するもの。

2 施行期日等

- (1) 施行期日
条例公布の日

- (2) 適用期日
平成 29 年 9 月 29 日

(付属資料)

地域未来投資促進法（企業立地促進法改正）について

議案第 30 号

射水市体育施設条例の一部改正について

(説 明)

公共施設の見直しにおいて、堀岡緑地野球場及び堀岡緑地テニスコートを廃止するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

堀岡緑地野球場及び堀岡緑地テニスコートに係る規定を削除するもの。

2 関連条例

射水市都市公園条例

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

議案第 31 号

射水市手数料条例の一部改正について

(説 明)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

製造所等に係る手数料について審査 1 件当たりの備品費が増加したこと、人件費等を直近の数値を用いて積算し直したこと等により、実費に変動が生じることから、製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を引き上げるもの。

(単位：円)

区 分			現行手数料	改定額	増加額
2 設置の 許可	2-ウ 準特定屋外タンク貯蔵所		530,000	570,000	40,000
	2-エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	1,000kl 以上 5,000kl 未満	830,000	880,000	50,000
		5,000kl 以上 10,000kl 未満	1,010,000	1,070,000	60,000
		10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,120,000	1,200,000	80,000
		50,000kl 以上 100,000kl 未満	1,420,000	1,520,000	100,000
		100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,660,000	1,780,000	120,000
		200,000kl 以上 300,000kl 未満	3,880,000	4,070,000	190,000
		300,000kl 以上 400,000kl 未満	5,100,000	5,340,000	240,000
		400,000kl 以上	6,290,000	6,490,000	200,000
	2-オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,000kl 以上 5,000kl 未満	1,130,000	1,180,000	50,000
		5,000kl 以上 10,000kl 未満	1,340,000	1,410,000	70,000
		10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,500,000	1,580,000	80,000
		50,000kl 以上 100,000kl 未満	1,830,000	1,940,000	110,000
		100,000kl 以上 200,000kl 未満	2,140,000	2,260,000	120,000

		200,000kl 以上 300,000kl 未満	4,350,000	4,550,000	200,000
		300,000kl 以上 400,000kl 未満	5,570,000	5,820,000	250,000
		400,000kl 以上	6,770,000	7,070,000	300,000
	2ーカ 岩盤タンクに係る屋 外タンク貯蔵所	400,000kl 未満	5,750,000	5,930,000	180,000
		400,000kl 以上 500,000 kl 未満	7,250,000	7,470,000	220,000
		500,000kl 以上	10,700,000	10,900,000	200,000
6 完成検 査前検 査	1ーウ 基礎・地盤検査	1,000kl 以上 5,000kl 未満	410,000	420,000	10,000
		5,000kl 以上 10,000kl 未満	540,000	560,000	20,000
		10,000kl 以上 50,000kl 未満	700,000	730,000	30,000
		50,000kl 以上 100,000kl 未満	920,000	960,000	40,000
		100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,040,000	1,090,000	50,000
		200,000kl 以上 300,000kl 未満	1,600,000	1,660,000	60,000
		300,000kl 以上 400,000kl 未満	1,820,000	1,900,000	80,000
		400,000kl 以上	2,030,000	2,120,000	90,000
	1ーエ 溶接部検査	1,000kl 以上 5,000kl 未満	490,000	530,000	40,000
		5,000kl 以上 10,000kl 未満	630,000	680,000	50,000
		10,000kl 以上 50,000kl 未満	990,000	1,030,000	40,000
		50,000kl 以上 100,000kl 未満	1,310,000	1,410,000	100,000
		100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,720,000	1,780,000	60,000
		200,000kl 以上 300,000kl 未満	3,320,000	3,430,000	110,000
		300,000kl 以上 400,000kl 未満	4,060,000	4,190,000	130,000
		400,000kl 以上	4,650,000	4,800,000	150,000
	1ーオ 岩盤タンク検査	400,000kl 未満	9,100,000	9,320,000	220,000
		400,000kl 以上 500,000 kl 未満	12,400,000	12,600,000	200,000
		500,000kl 以上	17,000,000	17,300,000	300,000
7 保安検 査	ア 特定屋外タンク貯蔵 所（岩盤タンクに係 る屋外タンク貯蔵所 を除く。）	1,000kl 以上 5,000kl 未満	310,000	320,000	10,000
		5,000kl 以上 10,000kl 未満	430,000	460,000	30,000
		10,000kl 以上 50,000kl 未満	720,000	750,000	30,000
		50,000kl 以上 100,000kl 未満	960,000	1,020,000	60,000
		100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,210,000	1,300,000	90,000
		200,000kl 以上 300,000kl 未満	2,950,000	3,150,000	200,000
		300,000kl 以上 400,000kl 未満	3,620,000	3,870,000	250,000
		400,000kl 以上	4,170,000	4,460,000	290,000
	イ 岩盤タンクに係る特 定屋外タンク貯蔵所	1,000kl 以上 400,000kl 未満	2,660,000	2,690,000	30,000
		400,000kl 以上 500,000kl 未満	3,190,000	3,230,000	40,000
		500,000kl 以上	4,790,000	4,830,000	40,000

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第 3 2 号

射水市堀岡福祉センター条例の廃止について

(説 明)

堀岡福祉センターは、築後約 4 5 年が経過して老朽化が著しく、耐震性能が確保されていないことに加え、平成 3 0 年 3 月に竣工する射水市堀岡コミュニティセンターに、従前からの機能が補完されることから、平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって廃止するため、条例を廃止するもの。

施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第 3 3 号

不動産の処分について

(説 明)

平成 3 0 年 1 月 2 2 日付けで土地売買仮契約を締結した市有地の売却について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 2 項（別表第 4）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条）。

所在及び地番	地 積	売却価格	契約の相手方
射水市北高木 4 6 5 番地 1 及び 4 6 5 番地 2	11, 373. 11m ²	151, 944, 750円	氷見市上泉 1 4 5 番地 1 株式会社中村機械 代表取締役 中村 吉延

(付属資料)

大島企業団地への企業の立地について

議案第 3 4 号

指定管理者の指定について

(説 明)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
片口コミュニティセンター	片口地域振興会 射水市片口高場 1 7 5 番地 1 会長 石森 政春
水戸田コミュニティセンター	水戸田地域振興会 射水市生源寺 5 3 2 番地 3 会長 沖 友則
二口コミュニティセンター	ふたぐち地域振興会 射水市二口 3 0 5 1 番地 会長 三川 俊彦

- 2 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

- 3 団体の概要等

- (1) 団体の概要及び過去の実績

団体の名称	団体の概要及び過去の実績
片口地域振興会	片口地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、片口地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会や公園の維持管理、地区運動会開催事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、片口地域振興会は、現在の片口コミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。 (過去の実績) 過去において指定管理者となった実績はない。

団体の名称	団体の概要及び過去の実績
水戸田地域振興会	水戸田地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、水戸田地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会や地区運動会開催、水戸田グラウンド管理運営事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、水戸田地域振興会は、現在の水戸田コミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。 (過去の実績) 水戸田コミュニティセンター 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
ふたくち地域振興会	ふたくち地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、二口地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。 この間、市民協働事業として、敬老会や公園の維持管理、地区運動会開催事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。 また、ふたくち地域振興会は、現在の二口コミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。 (過去の実績) 二口コミュニティセンター 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(2) 指定期間の設定理由

指定管理期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。

(3) 指定管理の内容

- ア コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- イ コミュニティセンターの利用の承認に関すること。
- ウ コミュニティセンターの利用料金に関すること。

議案第 35 号

指定管理者の指定の期間の変更について

(説 明)

平成 27 年 12 月 24 日に議決された射水市小杉社会福祉会館の指定管理者(社会福祉法人射水市社会福祉協議会)の指定の期間を変更することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

1 変更内容

指定の期間

(変更前) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(変更後) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 変更理由

当施設の改修・改築工事に伴い閉館するため、指定管理者の指定の期間を平成 30 年 3 月 31 日までに変更するもの。

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(説 明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 30 年専決処分数 2 号

平成 29 年度射水市一般会計補正予算(第 6 号)

別途説明につき説明省略

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 30 年専決処分数 5 号

平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 7 号）

別途説明につき説明省略

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 30 年専決処分数 8 号

平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）

別途説明につき説明省略

報告第 4 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
1	平成 30 年 1 月 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 236,853 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 暴風に伴うマンホールラバーによる車両破損事故 発生日 平成 29 年 9 月 28 日 場 所 射水市立放生津小学校
3	平成 30 年 1 月 26 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 80 パーセント 損害賠償額 市 217,164 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成 30 年 1 月 11 日 場 所 射水市青井谷地内
4	平成 30 年 1 月 26 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 80 パーセント 損害賠償額 市 22,740 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成 30 年 1 月 11 日 場 所 射水市青井谷地内
6	平成 30 年 2 月 2 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 70 パーセント 損害賠償額 市 10,821 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成 29 年 12 月 26 日 場 所 射水市広上地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
7	平成30年2月8日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 70パーセント 損害賠償額 市 9,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成29年12月13日 場 所 射水市奈呉の江地内